

岐阜県の農地・水・環境保全だより



第27号
平成31年3月

(発行)
岐阜県農地・水・環境保全推進協議会
岐阜市下奈良2丁目13番1号
岐阜県土地改良事業団体連合会内
TEL.058-271-1326

農地や農業用水は、農業生産の役割だけでなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの大切な財産(資源)です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



平成30年度 東海農政局「多面的機能支払 シンポジウム」にて
環境保全部門賞を受賞された「東田原地域保全管理組合（関市）」

[CONTENTS]

| | |
|---------------------------------|----|
| ■ 平成30年度 東海農政局「多面的機能支払 シンポジウム」 | 2 |
| ■ 平成30年度 東海農政局 多面的機能支払交付金表彰地区紹介 | 4 |
| ■ 平成30年度 「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム | 6 |
| ■ 平成31年度 実施要綱要領改正のポイント | 8 |
| ■ 平成30年度 目地補修講習会 | 16 |
| ■ お知らせ | 20 |

平成30年度東海農政局 「多面的機能支払 シンポジウム」開催

東海農政局は、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮することの大切さを再認識してもらうために、「多面的機能支払 シンポジウム」を開催しました。最初に、多面的機能支払優良表彰式が行われ、本県から関市の『東田原地域保全管理組合』が東海農政局長賞（環境保全部門賞）を受賞されました。

日 時：平成31年1月22日（火）13：30～16：50
会 場：名古屋市熱田区文化小劇場
参加者：約350名

【プログラム】

◎ 多面的機能支払優良表彰式

環境保全部門賞「東田原地域保全管理組合」（関市）
組織の概要（田：38.5ha 畑：52.8ha 計：91.3ha）
開水路：6.8km パイプライン14.3km 農道7.5km

*受賞理由

・自治会、子供会、老人会など多くの非農家が参加し、地域一体となって、休耕田にひまわりやコスモスの植栽による景観形成活動を行っています。また、希少種の監視や生物の生息状況の把握にも取り組んでいます。

各部門の受賞組織

最優秀賞：東大淀を守る会（三重県伊勢市）
施設保全部門賞：坂部環境保全会（愛知県阿久比町）
啓発普及部門賞：下長山水土里会（愛知県豊川市）



◎ 基調講演



「次世代へ継承する地域活動と農村協働力の育み」

講師：国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
農村工学研究部門技術移転部移転推進室
広報プランナー 遠藤 和子 氏

農村協働力が希薄な社会になっていく中、農業用水を舞台に、子供たちを対象に、農業用水の多様な価値を伝える活動を多面的機能支払活動組織が興せるように取り組んでいます。

◎ 取組事例発表

「みずほ資源環境組合広域協定」(瑞穂市) 事務局長 高木 保夫 氏

「持続的な水管理」を主に実施していくために、水路勾配と水面勾配、取水量と流下量を考慮し現地に合わせた分水ゲート等を設置し水管理労力削減に取り組んでいる活動を発表されました。



「神様池地区保全会」(愛知県大府市) 代表 浅田 勝茂 氏

神様池は、農業用ため池であったが、都市化による家庭用雑排水の流入やゴミの不法投棄により水質が悪化し、営農に支障をきたすようになり、このような状況の中、神様池地区保全会が整備計画を策定し、その後県営水環境整備事業により、家庭用の雑排水の流入を防ぎ、堤体の補修や水辺の景観形成のための施設整備を実施。その後、多面的機能支払の活動を通して、憩いの場の維持管理、地域環境の保全、水質調査を実施していると発表されました。

「美濃田環境保全会」(三重県松阪市) 代表 田中 正宏 氏

「美しく綺麗な整ったまちづくり」を活動目標に地域ぐるみで、池干しで外来種駆除と環境美化を図ったり、菜の花まつりなどで地域の絆を深めています。また、先進的な活動組織を視察しノウハウを習得し、直営施工により、排水路の底打ちや用水路ゲートの更新など、将来の維持管理が少しでも省力化できるような取組を進めていると発表されました。

◎ ワンポイント講習

「農業用施設の機能診断と補修について」 東海農政局土地改良技術事務所 保全技術第1係長 亀薦 正樹 氏

農業水利施設の現状や施設の長寿命化対策の流れ、施設（開水路・パイプライン・ため池）の機能診断の必要性について、水路の目地補修の材料選びから補修工法の紹介、作業時の安全対策について説明されました。



東海農政局 多面的機能支払交付金表彰 【環境保全部門賞】 東田原地域保全管理組合（関市）

受賞理由として評価された内容

- 自治会、子ども会、老人会など多くの非農家が参加し、地域一体となって、休耕田にひまわりやコスモスの植栽による景観形成活動を行っている。
- ひまわりが秋のコスモスと同時期に開花するように工夫することで多くの人の関心を集めている。
- 景観形成活動のみならず希少種の監視や生物の生息状況の把握にも取り組んでいる。

1 対象組織概要

| | | | |
|-------|--------|-------------|-------------|
| 市町村名 | 関市 | 活動組織名 | 東田原地域保全管理組合 |
| 活動の期間 | 開始年度 | 現活動計画期間 | 継続年数 |
| | 平成24年度 | 平成29年～平成33年 | 6年 |

2 活動計画

保全の対象となる施設

| ① 農用地 | ② 開水路 | ③ パイプライン | ④ 農道 | ⑤ ため池 | ⑥ その他 |
|-------|--------|----------|--------|-------|-------|
| 91 ha | 6.8 km | 14.3 km | 7.5 km | 0 か所 | — |

構成員数（戸数）及び構成団体

| 農業者 | 非農業者 | 構成団体 |
|----------|----------|-------------------------|
| 33人（33戸） | 228人（-戸） | 自治会・老人会・女性部・子供会育成会・揚水組合 |

3 特徴的な活動内容

① 水路、農道等資源の保全管理に対する取組

- ・多面的機能支払交付金活動の基礎的な活動である草刈りや清掃活動には、多くの地域住民が参加しています。活動を共に行うことで活動の理解を広めています。
- また、活動に参加する住民は、年齢や性別に関わらずあらゆる人が参加できるよう計画をたて、活動への参加を促しています。
- ・役員会等を必要に応じて開催し、活動計画の円滑で確実な実施に向け話し合いを行っています。また、活動実施後においては、今後のさらなる取組みに向け、記録を残すとともに改善点についても話し合い、より良い組織活動に向け常に検討を繰り返しています。
- ・効果的に活動が行えるよう、農業者による検討会を年度初めに開催し、検討会での意見や提案を生かした計画を策定しました。



【農業者による検討会】



【草刈り・清掃活動】

② 農村環境の保全に対する取組

- ・水路等の施設補修は、これまでの経験を生かし役員以外の補修経験者も参加し実施しています。農業や土木関係に従事したことのある人が中心となり、その技術力を継承できるよう努めています。
- ・休耕田を利用し、ひまわりやコスモスの植栽を行っています。植栽を始め草刈りや周りの清掃活動には、自治会員のみでなく子供会や老人会も参加をし地域住民が一体となった活動となっています。
- ・ひまわりやコスモスは、秋に開花するように種まきを行い、夏のイメージが強いひまわりと秋の花のコスモスが一緒に開花します。植栽を行った場所には、組織のPR看板を設置し、活動への理解等を深める工夫をしています。秋に咲いているひまわりの珍しい光景は、多くの人の関心を引き寄せ、多面的機能支払交付金の活動啓発に大きく貢献しています。



【休耕田を利用した景観形成活動】

③ 広報や啓発に対する取組

- ・休耕田を活用したひまわりとコスモスの景観形成活動は、近くを走るバイパスを通る人の目を引き、地域住民のみでなく、市内外・県外までも広がっています。
- ・近年は、訪れた人がSNSで情報を発信することにより、県外の人や観光事業者から関市役所へ問合せが入るまでになっています。
- この活動を通して、多面的機能支払交付金活動の役割を多くの人が知るきっかけとなっています。



【ひまわりとコスモス畑】



【ひまわり畠】

平成30年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム開催

平成31年2月20日（水）岐阜市のぎふ清流文化プラザ長良川ホールにおいて、「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムを岐阜県、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会の主催で開催しました。

今回のフォーラムは、地域資源の保全活動等に対して、今後の活動の継続、展開に向けたヒント、きっかけづくりとして活用いただくことを目的としました。県内の活動組織や関係者約380名の参加があり、又、活発なご意見もいただき大変有意義なフォーラムとなりました。



会場の様子

【プログラム】

◎ 基調講演

「集落の垣根を超えた広域活動組織の取り組み」

講師 高橋 幸照 氏

多気町勢和地域資源保全・活用協議会 事務局長

三重県の旧勢和村を活動区域とする広域活動組織で、旧勢和村の各集落個々で活動するのではなく、旧勢和村を一つの大きな集落として考え活動に取り組んでおり、地域一体となって活動するためのポイントや苦労していることなどについて講演されました。



講師：高橋 幸照 事務局長

◎ 取組事例発表

「活動組織と土地改良区の連携について」

講師 波能 寿子 氏

各務用水土地改良区 事務局長



講師：波能 寿子 事務局長

活動組織の事務負担の軽減を目指し土地改良区が事務を受託している。しかし、活動組織の負担軽減に繋がっている反面、事務作業の多さに大変苦慮しており、土地改良区としての受託能力に限度を感じているが、土地改良区を中心にして組織間の交流が生まれ、他組織の情報を知ることができるなど、活動組織においてはとてもメリットがあることなどが、紹介されました。

◎ 情報提供

「多面的機能支払交付金の新制度について」

講師 安里 啓 氏

東海農政局 農村振興部 農地整備課 多面的機能支払推進室長

平成26年度に農地・水保全管理支払交付金から現在の多面的機能支払交付金となって平成30年度を持って5年が経過します。こうした事業は通常5年ごとに見直しがされることから、平成31年度から新たに追加される支援内容や、活動項目の大幅な簡素化など新しい制度について紹介されました。



講師：安里 啓 室長

「農地中間管理事業について」

講師 桐本 真 氏

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 農地部農地企画課長
(農地中間管理機構)

多面的機能支払交付金の活動をとおして、地域資源の適切な保全管理を推進し、農業農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されることで、「担い手農家への農地集積」という構造改善を後押しする」という重要な役割がある。農地集積には農地中間管理機構を活用し、今後の農業に繋げていくための手段として農地中間管理事業などを紹介されました。

平成30年度
「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム
プログラム

日 時：平成31年2月20日（水）
13:00～16:30
会 場：岐心清流文化プラザ 2F 良川ホール

開会 13:00

基調講演 13:05～14:05

「集落の垣根を越えた広域活動組織の取組み」
講師 高橋 幸照 氏
多気町勢和地域資源保全・活用協議会 事務局長

取組事例発表 14:10～14:40

「活動組織と土地改良区との連携について」
講師 波能 寿子 氏
各務用水土地改良区 事務局長
《休憩》

新制度について 15:00～15:40

「多面的機能支払交付金の新制度について」
講師 安里 啓 氏
東海農政局農村振興部農地整備課多面的機能支払推進室長

話題提供 15:45～16:05

「農地中間管理事業について」
講師 桐本 真 氏
農地中間管理機構 一般社団法人 岐阜県農畜産公社
農地部農地企画課長

閉会



講師：桐本 真 課長

多面的機能支払交付金

平成31年度 改正のポイント



(案)

※本内容は今後の実施要綱・要領の審査等により、見直しがあります。



平成31年〇月

農林水産省

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

新たに2つの支援が始まるほか、これまでの支援の内容が拡充されます。

新たに始まる支援

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ・前年度までの取組項目を1項目以上増加させる場合
または
- ・新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2項目以上取り組む場合

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ・①に加えて
- ・構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の総人数の8割以上が毎年度参加する場合

拡充される支援内容

③ 活動組織の広域化・体制強化

これまで、広域活動組織を設立した初年度に一括して交付していましたが、これからは、更なる広域化・体制強化に向けた取組を継続的に支援するため、5年間（活動期間）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆これまで 【初年度のみ】 40万円/組織



◆これから 【5年間】

| 区分 | 年間交付額 | 総額（5年間） |
|------------------------------------|---------|---------|
| A：3集落以上または50ha以上200ha未満 | 4万円/組織 | 20万円/組織 |
| B：200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人 | 8万円/組織 | 40万円/組織 |
| C：1,000ha以上 | 16万円/組織 | 80万円/組織 |

※北海道における区分は、以下のとおりとなります。

A：3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満

B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人

C：15,000ha以上

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

資源向上支払（共同）において、次の加算措置が適用されます。

① 多面的機能の更なる増進 に向けた活動への支援

加算単価 (円/10a)

| | 岐阜県 | 北海道 |
|----|-----|-----|
| 田 | 300 | 320 |
| 畑 | 180 | 80 |
| 草地 | 30 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、
加算単価の算定には注意してください。

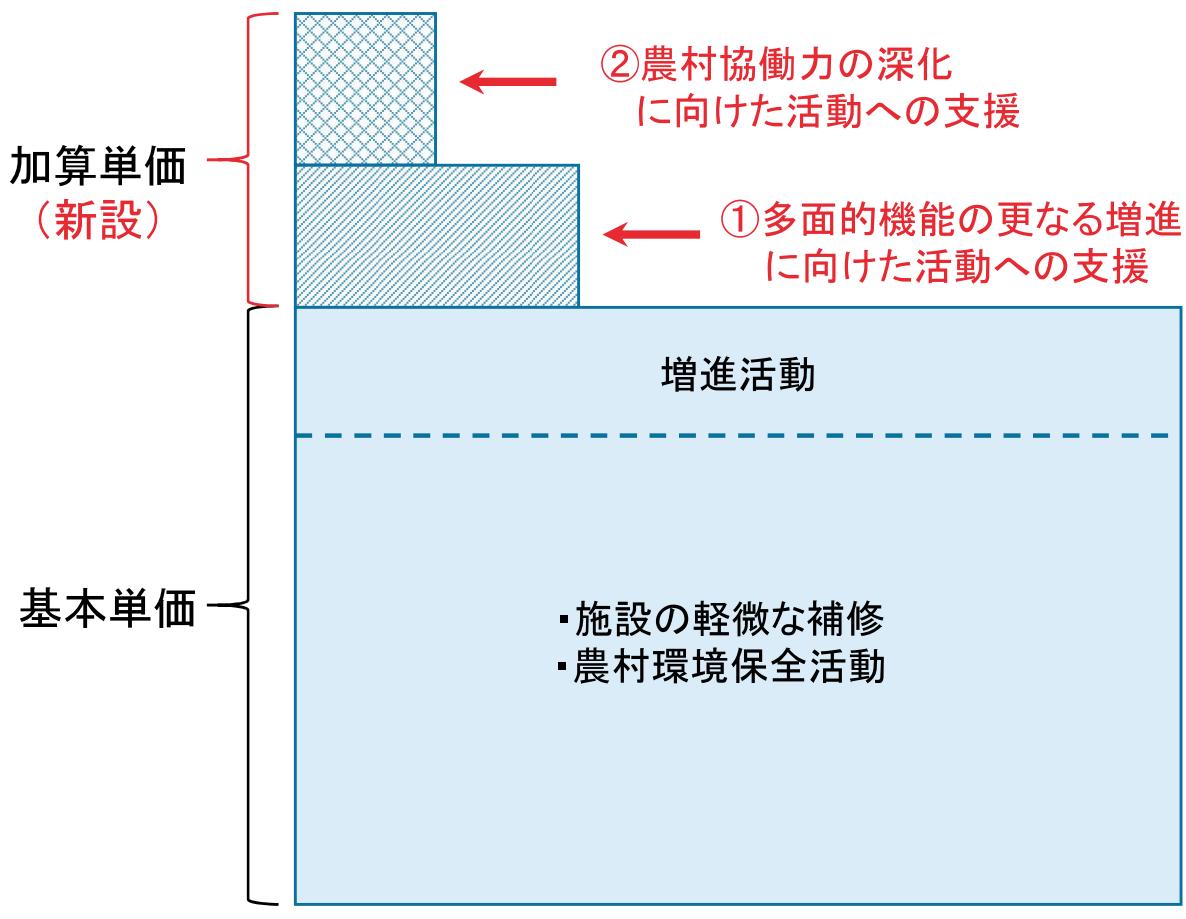
② 農村協働力の深化 に向けた活動への支援

加算単価 (円/10a)

| | 岐阜県 | 北海道 |
|----|-----|-----|
| 田 | 300 | 320 |
| 畑 | 180 | 80 |
| 草地 | 30 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、
加算単価の算定には注意してください。

資源向上支払（共同）における加算措置のイメージ



1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能を増進させるため、新たな加算措置を導入します。

資源向上支払（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」の取組数が加算対象の条件となります。

加算単価・条件

<加算単価>

(円/10a)

| | 岐阜県 | 北海道 |
|----|-----|-----|
| 田 | 300 | 320 |
| 畑 | 180 | 80 |
| 草地 | 30 | 20 |

<条件>

- 直近の活動計画に取組数を1個以上増加させる場合
または
- 新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2個以上取り組む場合

※従前の減額措置の条件は継続されますので、

加算単価の算定には注意してください。(岐阜県は除く) ※事業計画途中の変更の場合も含みます

- 取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合
【75%】

○加算対象となる例

直近の活動計画
取組数 0



新たな活動計画
取組数 2以上

直近の活動計画
取組数 1



新たな活動計画
取組数 2以上

直近の活動計画
取組数 2



新たな活動計画
取組数 3以上

等

× 加算対象とならない例

直近の活動計画
取組数 0



新たな活動計画
取組数 1

直近の活動計画
取組数 2



新たな活動計画
取組数 2以下

等

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者と非農業者等が一体となって活動を行うことにより、多面的機能支払交付金を通じた「農村協働力の深化」を図っていくため、新たな加算措置を導入します。

なお、この加算措置は、新たな活動項目を設けるものではなく、以下の3つの条件を全て満たす場合に加算対象となります。

加算単価・条件

<加算単価>

(円/10a)

| | 岐阜県 | 北海道 |
|----|-----|-----|
| 田 | 300 | 320 |
| 畑 | 180 | 80 |
| 草地 | 30 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、

加算単価の算定には注意してください。(岐阜県は除く)

- ・取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合【75%】

<条件> ※全て満たす場合

- ①多面的機能の増進に向けた活動への支援を受けること
- ②構成員(人・団体)のうち、非農業者が占める割合が4割以上であること
- ③実践活動に構成員の総人数の8割以上が毎年度参加すること

※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)の活動項目に位置付けられています。

○加算対象となる例

①多面的機能の増進に向けた活動への支援

増進活動の取組数

直近の活動計画 → 新たな活動計画
1 → 2

構成員

②非農業者の参画割合:4割以上

| | |
|-------|-----|
| 農業者 | 27人 |
| 農業団体 | 3団体 |
| 非農業者 | 26人 |
| 非農業団体 | 4団体 |

60人・団体

非農業者の参画割合:50%

③構成員の参加割合:80%以上

| | |
|------|-----|
| 個人 | 45人 |
| 団体所属 | 35人 |

80人

実践活動への参加人数

5月10日 水路の泥上げ 70人

実践活動への参加割合:87.5%

※1:活動に参加する人数として事業計画に位置付けた構成員の人数。

個人で参画している構成員に加え、団体として参画している構成員のうち、実際の活動に参加可能な人数(個人との重複不可)の合計数とする。

＜活動に参加する構成員の総人数の数え方の例＞

| 個人(農業者) | 個人(非農業者) | 農業団体 | 非農業団体 |
|----------------------|----------|----------------------|----------------------|
| A氏、B氏、C氏 D氏、E氏、F氏 | G氏、H氏、I氏 | A氏、B氏、C氏 J氏、K氏、L氏 | A氏、B氏、C氏 M氏、N氏、O氏 |

合計

重複のため算入しない者

団体の構成員のうち、活動への参画しない者

| 構成員 | 活動に参加する構成員の総人数 |
|--------|----------------|
| 6人 | 6人 |
| 3人 | 3人 |
| 1団体 | 1団体 |
| 1団体 | 1団体 |
| 11人・団体 | 11人・団体 |
| 14人 | 14人 |

活動に参加する構成員の総人数

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

イ. これまでの活動支援の拡充について

③ 活動組織の広域化・体制強化への支援

これまででは、広域活動組織の設立時等に、一律40万円/組織を交付していました。

これからは、更なる広域化・体制強化が重要となってくるため、広域活動組織の面積規模に応じた交付額とともに、**5年間（活動期間）にわたって継続的に支援すること**とします。

加算単価・区分

| 区分 | 年間交付額 | 総額（5年間） |
|------------------------------------|---------|---------|
| A：3集落以上または 50ha以上200ha未満 | 4万円/組織 | 20万円/組織 |
| B：200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人 | 8万円/組織 | 40万円/組織 |
| C：1,000ha以上 | 16万円/組織 | 80万円/組織 |

※ 上記面積は全て農地維持支払の認定農用地面積です。

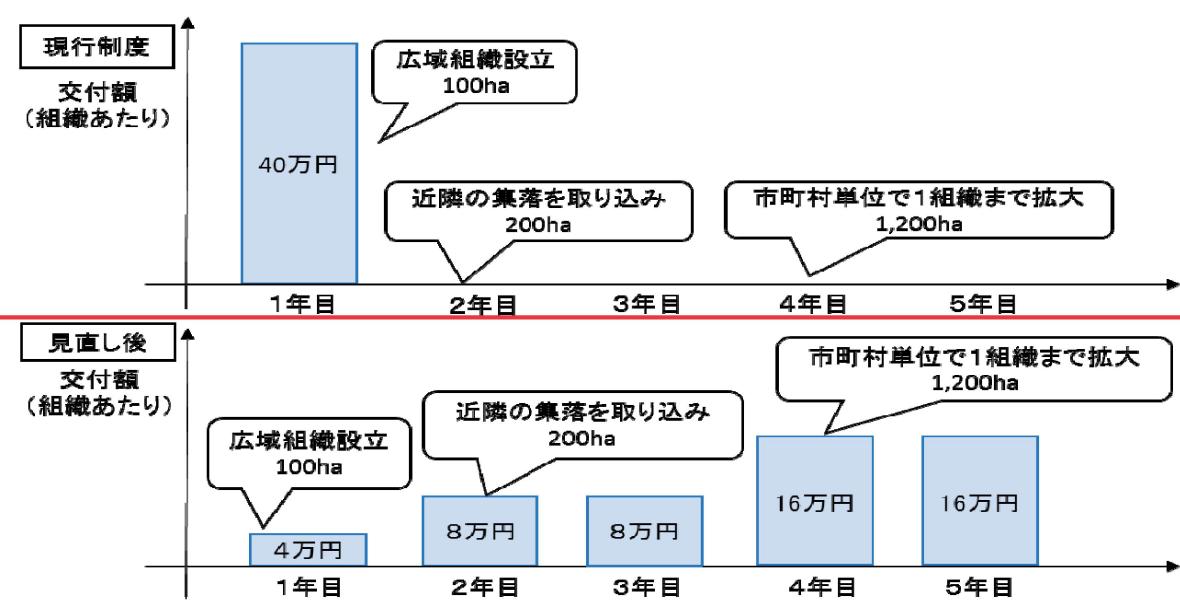
※ 北海道における区分は、以下のとおりとなります。

A：3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満

B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人

C：15,000ha以上

○段階的に広域化する場合の適用例



ウ. 活動支援の廃止について

「地域資源保全プランの策定にかかる支援」については、廃止します。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

2. 資源向上支払交付金の算定対象となる農用地が見直されます

資源向上支払交付金の算定対象となる農用地について、農地維持支払交付金と同様に、農振農用地に加えて「都道府県が必要と認める地域」も新たに対象となります。

資源向上支払交付金の交付算定となる対象農用地

◆これまで

| | 農振農用地 | 農振農用地以外の農用地 |
|--------|-------|-------------|
| 農地維持支払 | ○ | ○ |
| 資源向上支払 | ○ | ✗ |

◆これから

| | 農振農用地 | 農振農用地以外の農用地 |
|--------|-------|-------------|
| 農地維持支払 | ○ | ○ |
| 資源向上支払 | ○ | ○ |

(参考) 農振農用地以外の農用地の具体例

- ・生産緑地法により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地
- ・総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成地域の第3号区域(田園環境)内の農用地
- ・景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

3. 資源向上支払（長寿命化）の活動に関する取扱いが見直されます

資源向上支払（長寿命化）について、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書」を策定し、市町村長に提出し、市町村の審査を受ける必要があります。

1. 長寿命化整備計画書の策定・認定

- ①工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出してください。
- ②「長寿命化整備計画書」は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。
- ③なお、審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画書や活動計画書の見直しを行ってください。

2. 長寿命化整備計画書の変更

- ①認定された「長寿命化整備計画書」の記載事項に以下の変更が生じた場合は、事業計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けてください。
- ②また、以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行ってください。
 - ・工事1件当たり200万円以上の工事の追加
 - ・工事1件当たり事業費の3割以上の増加

3. その他留意点

- ①平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使って、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。
(根拠: 実施要領附則第2)

平成
30年度

岐阜県目地補修講演会 開催

多面的機能支払交付金の資源向上活動の共同活動における「機能診断・補修技術等に関する研修」の一環として以下の会場で目地補修講習会を実施しました。

| 月日 | 実施会場および関係活動組織等 | 参加者数等 |
|--------|-----------------------|-----------|
| 10月3日 | 関市 武芸川町宇多院地内：宇多院活動組織 | 15名（6組織） |
| 11月7日 | 中津川市 上野地内：小野沢農地・水保全組合 | 28名（13組織） |
| 11月14日 | 山県市 高富地内：高富南地域 | 15名（3組織） |
| 11月21日 | 神戸町 南方地内：南方グリーンサポート | 34名（10組織） |
| 12月11日 | 本巣市 政田地内：東村活動組織 | 25名（14組織） |

補修前の注意事項や補修前清掃、作業手順などの説明の後、モルタル充填工法（ガラス纖維モルタル使用）、シーリング材注入工法（变成シリコン使用）の2工法について、参加者全員に施工体験をしてもらいました。
○ガラス纖維モルタル…通常のモルタルに比べると高額になるが、セメントにガラス纖維のチップが入っているため、ひび割れが発生し難いという特徴がある。
○变成シリコン…变成シリコンはウレタンに比べて紫外線に強く、乾燥後も柔軟性が高いため、水路本体との追徳性が高く、道路の振動を受けやすい箇所等に効果があると考えられる。



座学の様子

◆実施内容

- 事前に、古くなった目地材（モルタル等）を除去し、しっかりと清掃を行う。（汚れが残っていると新しい目地材と一緒に外れてしまい、十分な効果が得られないことがある。）
- ガムテープ等で、目地に合わせてマスキングする。（完成後が美しくなる。）
- 目地の奥行きが深い場合は、バックアップ材を詰める。（資材の無駄を減らせる効果がある。）



清掃後の目地



マスキング



バックアップ材を詰める

●モルタル充填工法（ガラス纖維モルタルを使用）

1. プライマー塗布（補修材との接着を図る）
2. モルタル練り混ぜ（モルタル、水、プライマー）
3. モルタル充填（作業時には手袋を直用）
4. 充填したモルタルの表面をこて等で整える
5. マスキング除去
6. 仕上げ（マスキング除去後の段差を、プライマーで整える）
7. 完成（表面が固まれば通水完了）



プライマー塗布



モルタル練り混ぜ



モルタル充填



仕上げ

●シーリング材注入工法(変成シリコンを使用)

1. プライマー塗布（補修材との接着を図る）
2. シーリング材注入（空隙ができないよう注意）
3. 表面仕上げ（ゴムヘラで整える）
4. マスキング除去
5. 完成（シーリング材が乾いたら通水完了）



プライマーの塗布



シーリング剤注入



ゴムヘラで整える



マスキング除去

◆実施後の状況



モルタル充填工法

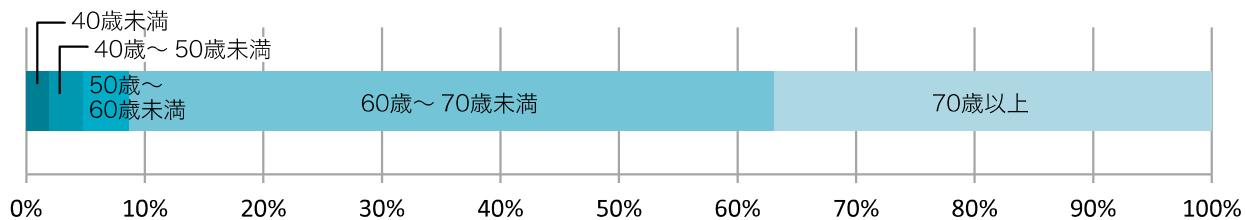


シーリング材注入工法

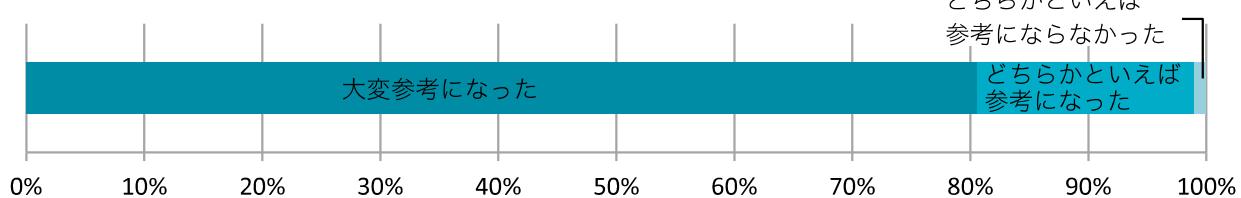
平成30年度 目地補修講習会 アンケート集計結果

H30年度参加者 117名

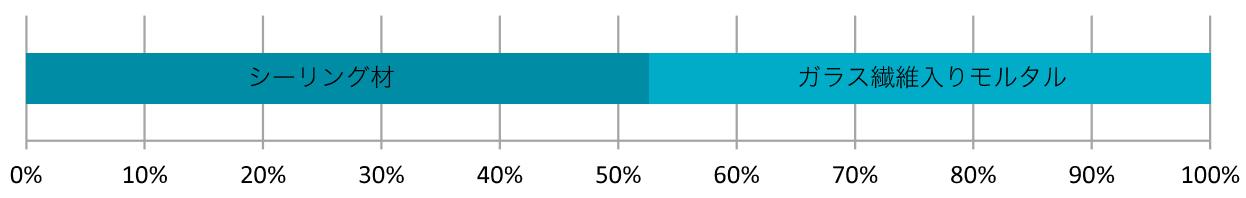
問1 あなたの年齢を教えてください。



問2 目地補修講習会は参考になりましたかお聞かせください。



問3 参考になった工法は？工法名とその内容(複数回答)



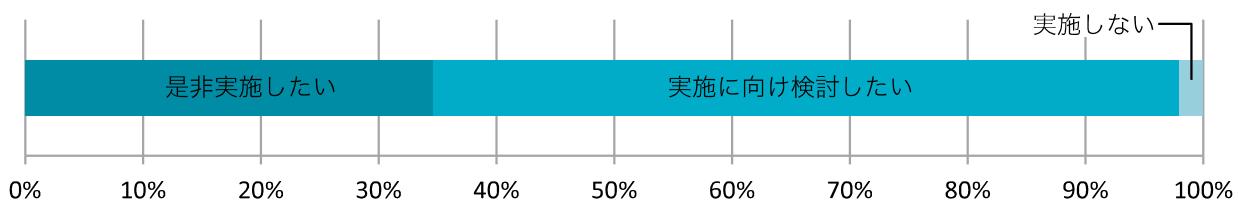
1 シーリング材

- ・小さい目地ならシーリングで良いが、量、状況によりモルタル工法と選択が必要。
- ・前処理（目地清掃等）が参考になった。
- ・お金は高いが施工しやすい。
- ・シーリング材が多く必要の為、費用面で高くつく。
- ・どちらの工法も容易にできる。簡単に施工できる。
- ・作業準備が少なくてよい。現場作業が少ない分精度が上がりそう。
- ・コーキング材・プライマーの利用方法。
- ・楽しいです。しかし実施後の補正がむずかしいのでは。
- ・きれいな仕上がりで良かった。
- ・コーキングによる作業が知れてよかったです。
- ・シーリングは草が心配である。

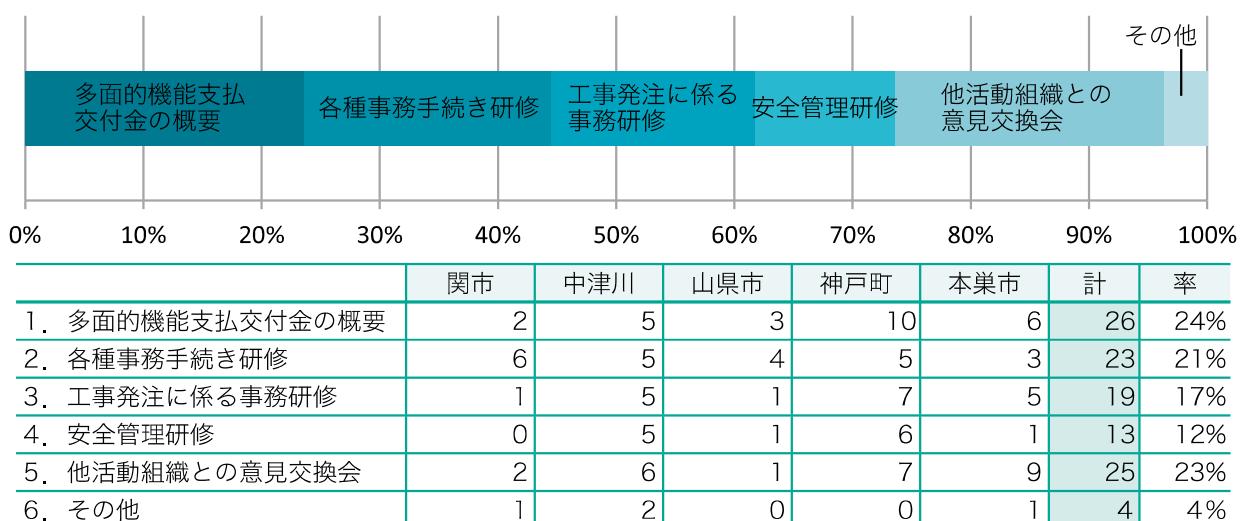
2 ガラス纖維入りモルタル

- ・事前準備が大変。(清掃・モルタル作り)
- ・接着剤(プライマー)の必要性や、プライマの前処理、後処理の優位性を理解できた。
- ・ガラス纖維により耐久性があると思う。
- ・モルタルの固さがむずかしい。練りが重要。
- ・モルタルの水分量が少ないとと思った。
- ・モルタルは指で押さえるので疲れる。
- ・初めての体験でよかったです。簡単でした。施工し易い。自組織で実施できる。
- ・全行程を一人で実施したため全体が分かった。

問4 本日実施された工法で今後、補修等に取組みたいと思われますか。



問5 今後、参加したい研修(複数回答)



今後、参加したい研修(その他)

- ・チェンソー研修
- ・草刈講習会
- ・草刈の効率的やり方
- ・防草シート張り

問6 その他お気づきの点があればご記入ください。

- ・機械と材料費の合計がどのくらいか?
→ 本講習会の資料に記載しておりますので、それを参考にしてください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

この日地補修講習会については、今後も継続して実施していく予定です。今回お寄せいただいた反省点やご要望等については、今後の研修等の参考にしていきたいと思っています。

今年も田ケローは大活躍！！

今年も田ケローは各地で大活躍 どこへ行っても人気者だよ！



H30.7.22 GIAHS 鮎の日
清流長良川あゆパーク（郡上市）



H30.10.14 笠郷地区環境保全対策協議会
町民運動会でのパレード（養老町）



H30.10.20～21 岐阜県農業フェスティバル（岐阜市）



◆お知らせ◆

◎多面的機能の増進を図る活動における広報活動の要件化

平成30年度に5年間の活動期間を終了し、平成31年度以降も活動を継続する場合は活動計画の再認定となります。資源向上（共同）活動の多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は広報活動が必須となりますので留意して下さい。（中山間地域は除く。）

◎岐阜県農地・水・環境保全推進協議会の通常総会を開催します。

日時：平成31年3月19日（火）午前11時より

場所：OKB ふれあい会館 3階 中会議室（岐阜市薮田南五丁目14番53号）



*田ケロー（着ぐるみ）は貸し出しあります。

県内ならどこでも参上するよ！

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

皆様からの「地域の活動状況」「地元の声」などの投稿をお待ちしております。

（投稿先）〒500-8385 岐阜市下奈良2-13-1 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

TEL 058-271-1326 FAX 058-275-0143

E-mail : nouti-mizu@gifudoren.or.jp

URL : <http://www.gifudoren.or.jp/kyogikai/>